

役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人国東市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条及び第25条の規定に基づき、本会の役員等に対して支給する報酬等について、必要な事項を定めるものとする。

(役員等)

第2条 この規程において「役員等」とは、次の各号に掲げるものをいう。（職員を除く）

- (1) 理事、評議員及び監事
- (2) 表彰審査会の委員
- (3) 懲戒処分審査会の委員
- (4) 評議員選任・解任委員会の委員
- (5) その他、会長が本会の業務に必要と認めた委員等

(非常勤役員等の報酬)

第3条 役員等が、本会の会議に出席したときは、日額3,000円の報酬を支給する。

- 2 役員等が、会長の命を受けて本会の運営のための業務にあたった場合は、日額3,000円の報酬を支給する。ただし、監事が監査の業務にあたった場合は、日額6,000円を支給する。
- 3 前2項の支給にあたっては、所得税法上報酬扱いとし、本会による源泉徴収後の手取金額として支給する。

(常務理事の報酬等)

第4条 前条の規定にかかわらず、常務理事の報酬及び手当とその額は、次のとおりとする。ただし、全ての日において所定の就業をしない月がある場合は報酬等は支給しない。

- (1) 報酬 月額20万円
- (2) 通勤手当 職員に準ずる額（通勤距離が片道2キロメートル以上の場合）
- (3) 管理職手当 職員に準ずる額（事務局長を兼ねる場合）
- (4) 期末手当 報酬月額の2か月（年額）

(費用弁償)

第5条 役員等が、会長の招集する会議等に出席しまたは本会の職務のため旅行したときは、その会議等または旅行について費用弁償として、旅費規程の旅費相当額を支給する。

(支給制限)

第6条 第3条及び第5条の規定にかかわらず、関係行政機関等で公職にある者が、その公務により本会の職務に従事した場合は、報酬及び費用弁償は支給しないものとする。

(支給方法等)

第7条 常務理事の報酬は、月の途中で就任した場合はその就任日から、任期満了又は辞任等によって月の途中で退任した場合はその退任日まで、日割計算により支給する。

- 2 報酬等の支給方法、支給日は、本会職員の例による。

(公表)

第8条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は会長が別に定め

る。

(附則)

この規程は、平成18年3月31日より施行する。
この規程は、平成24年6月13日より施行する。
この規程は、平成29年4月1日より施行する。
この規程は、令和元年7月1日より施行する。